

平成 29 年度 行政監査結果報告書

「県有施設における利用者の安全・安心の確保について」

平成 30 年 4 月
香川県監査委員

【平成 29 年度 行政監査結果報告書目次】

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	平成 29 年度監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査の対象とした所属	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の主な着眼点	1
第 4	監査の結果	2
1	施設の概要について	2
(1)	県有建物を有する施設数	2
(2)	1 日当たりの施設利用者数（概数）	3
(3)	消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物について	3
(4)	消防法による防火管理者を選任しなければならない施設について	3
(5)	消防計画の作成及び消防（署）長への提出について	4
2	災害、事故・事件等不測の事態発生時における対応マニュアルについて	4
(1)	対応マニュアルの作成状況について	4
(2)	対応マニュアルの定期的な内容点検について	5
(3)	対応マニュアルの改正について	5
3	消防訓練等の実施状況について	5
(1)	平成 28 年度の消防訓練の実施状況について	5
(2)	実施した消防訓練の概要について	6
ア	特定防火対象物における訓練内容について	6
イ	非特定防火対象物における消防計画に定めた訓練内容・回数での実施状況について	6
ウ	参加者について	6
(3)	消防訓練時の消防署員の立会いについて	7
(4)	消防訓練後の消防署又は施設責任者等からの指導（講評・助言）について	7
(5)	消防訓練の事後検証について	8
(6)	これまでの消防訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しについて	8
(7)	過去の消防訓練における反省点や改善点の中で、その後の施設の安全対策に生かされていることについて	9
(8)	消防訓練以外の災害や事故・事件等不測の事態を想定した訓練について	10
(9)	過去の訓練（消防訓練以外）における反省点や改善点の中で、その後の訓練や施設の安全対策に生かされていること	10
4	共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策について	11
(1)	備品等（TV・パソコン・額縁・什器・ラック・パーテーション等）の転倒・落下・移動防止対策について	11

(2) 一部対策ができていない理由について	11
5 危機管理に関する職員研修について	12
(1) 平成 28 年度に実施した危機管理に関する職員研修の内容について	12
ア 職場で実施した研修	12
イ 県の他課が開催する研修に参加	12
ウ 県以外の機関が開催する研修に参加	13
エ 実施または参加している研修の開催または参加頻度について	13
6 AED の設置・管理状況について	14
(1) AED の設置状況について	14
ア 設置施設・台数	14
イ 設置者及び管理者について	15
ウ 設置フロア	15
エ AED は職員を介することなく誰でも使用できるか	15
オ 設置に関する統一的な方針について	16
カ 調達の状況	16
(ア) 取得方法	16
(イ) 購入の場合の調達方法（県取得分）	17
(ウ) 取得方法別金額（平成 26 年度～28 年度における県取得分）	17
キ 増設の必要性について	17
(2) AED の管理状況について	18
ア 日常点検の状況	18
(ア) 点検担当者の状況	18
(イ) 点検担当者の AED 操作講習の受講状況	18
(ウ) 点検担当者による日常点検の実施状況（AED のインジケーターランプの色や表示の確認等）	18
(エ) 点検マニュアル	19
(オ) 日常点検記録簿	19
イ 消耗品の管理について	19
(ア) 電極パッド	19
(イ) バッテリー	20
(ウ) 表示ラベル（電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載したもの）の取付けについて	20
(エ) 小児に対応できる AED について	21
ウ AED 本体の管理について	21
(ア) 耐用期間について	21
(イ) 更新予定について	21
(ウ) 備品一覧表への登記について	22
エ AED の操作講習等について	22
(ア) AED の操作講習	22
(イ) 実施又は参加している講習の頻度について	22
(ウ) 平成 29 年 4 月 1 日時点の在職職員のうち、講習を受講し、AED の操作が可能な者の数について	23
(エ) 操作マニュアルの整備について	23
(3) AED の設置情報について	23
ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録状況	23
イ 設置場所を案内する標識等の掲示場所について	24
ウ AED 設置に関するホームページやパンフレット等による情報提供について	24
(4) 施設に設置した AED のこれまでの使用実績について	24

第5	監査の意見等	25
1	利用者の安全確保対策	25
	(1)災害・事故等発生時の対応マニュアルについて	25
	(2)消防訓練等について	25
	ア 消防計画について	25
	イ 消防訓練の実施について	26
	ウ 消防訓練の参加者について	26
	エ 消防訓練結果の検証と活用について	27
	オ 不測の事態を想定した訓練について	27
	(3)備品等の転倒・落下・移動防止対策について	28
	(4)危機管理に関する職員研修について	29
2	AEDの設置・管理	30
	(1)AEDの設置について	30
	(2)AEDの調達について	31
	(3)AEDの管理について	31
	ア 点検について	31
	イ 消耗品（電極パッド、バッテリー）の管理について	32
	ウ 本体の管理について	33
	(4)AEDの操作方法の習得について	33
	(5)AEDの設置情報の提供について	34
	ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録について	34
	イ AEDの配置・案内表示等について	34
第6	最後に	35
別表	監査対象施設（防火管理者選任対象施設）	36

平成 29 年度 行政監査結果報告書

第 1 行政監査の趣旨

県の事務の執行について、法規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性などの観点から、地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、監査を実施するものである。

第 2 監査のテーマ及び監査の目的

1 監査のテーマ

県有施設における利用者の安全・安心の確保について

2 監査の目的

火災や地震等の災害等発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、初動体制の整備や職員の危機管理意識の向上等、日頃からソフト面の対策を講じておくことが重要である。

また、心停止時において、早期の使用により救命に大きな効果がある A E D（自動体外式除細動器）については、公共施設を中心に普及が進んでいるが、救命の事態が発生した時に確実な対応がなされるよう、当該機器の適切な管理が行われる必要がある。

このため、本県の県有施設における利用者等の安全確保対策の取組や A E D の設置・管理などの現状について検証し、今後の適切な運用に資するため、監査を実施することとした。

第 3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月まで

2 監査の対象とした所属

県有建物を有する施設（指定管理者制度導入施設を含む。）を管理している所属を対象とした。

3 監査の実施方法

全所属を対象に、県有施設利用者の安全確保対策や A E D の設置・管理状況について書面で報告を求めるとともに、防火管理者選任対象施設 119 施設を抽出し、必要に応じ実地調査も行った。

4 監査の主な着眼点

(1) 利用者の安全確保対策

ア 災害・事故等発生時の対応マニュアルが作成され、定期的に見直されているか。

イ 消防訓練等は適切に行われているか。

ウ 共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策が講じられているか。

エ 危機管理に関する職員研修は実施されているか。

(2) A E D の設置・管理

ア 設置に関する統一的な方針はあるか。

イ 購入やリースは計画的、経済的に行われているか。

- ウ 日常点検を適切に実施しているか。
- エ 消耗品の交換や機器本体の管理は適切に行われているか。
- オ 設置場所の表示や設置情報の提供は適切に行われているか。
- カ 操作方法の習得が適切に行われているか。

第4 監査の結果

1 施設の概要について

(1) 県有建物を有する施設数 (平成29年4月1日現在)

部局名	①	②	③
	施設数	①のうち防火 管理者選任対 象施設	②のうち指定 管理者制度導 入施設
政策部	8	8	(3)
総務部	8	5	(1)
危機管理総局	1	1	(0)
環境森林部	9	6	(3)
健康福祉部	14	13	(6)
商工労働部	7	5	(2)
交流推進部	6	4	(3)
農政水産部	13	8	(1)
土木部	25	5	(1)
水道局	5	0	(0)
病院局	3	3	(0)
教育委員会	47	46	(4)
公安委員会	162	15	(0)
計	308	119	(24)

全所属を対象に書面調査を実施したところ、不特定多数の者が利用する県有建物を有する施設は308施設（指定管理者制度導入施設32施設を含む。）であった。

当該308施設のうち、平成29年4月1日現在において、消防法上、消防計画の作成や消防訓練を実施しなければならない防火管理者選任対象施設に該当するものは119施設であった。（消防計画において、本庁舎に含まれる警察本部庁舎と、文書館に含まれる図書館については、それぞれ1施設として計上している。）

(2) 1日当たりの施設利用者数（概数） (28年度)

区 分	人数	県人口に対する割合
職員数	11,295人	—
生徒・児童数	21,580人	—
一般利用者数	36,373人	—
計	69,248人	7.14%

防火管理者選任対象施設 119 施設の 1 日当たりの利用者数は 69,248 人で、
言わば、県人口の 7.14%がこれらの県有施設に出入りし、勤務し又は学習して
いることになる。(28年度 29.3.1 県推計人口 970,352人)

(3) 消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物について

区 分	施設数	構成比
特定防火対象物	39	32.8%
非特定防火対象物	80	67.2%
計	119	100.0%

防火対象物は、その全体の用途により、消防法施行令別表第一に区分されて
おり、このうち、劇場、百貨店、ホテルなど不特定多数の者が出入りする施設
や、病院、各種福祉施設、幼稚園、特別支援学校など、火災発生時の避難等に
困難を伴い人命に多大な被害を出すおそれが十分にある施設を「特定防火対象
物」として、それ以外を「非特定防火対象物」として区分されている。

防火管理者選任対象施設である 119 施設のうち、特定防火対象物が 39 施設、
非特定防火対象物が 80 施設となっている。

(4) 消防法による防火管理者を選任しなければならない施設について

区 分	施設数	構成比
防火管理者選任対象施設	114	95.8%
防火管理者及び防災管理者選任対象施設	5	4.2%
計	119	100.0%

消防法第 8 条第 1 項の規定により、多数の者が出入し、勤務し、又は居住す
る防火対象物の管理権原者は、建物の用途、規模及び収容人員により、一定の
資格を有する者から防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消
防用設備等の点検整備など防火管理上必要な業務を行わせることになっている。

また、消防法第 36 条において、火災以外の災害（地震、毒性物質の発散等
により生ずる特殊な災害）による被害の軽減のため、大規模・高層の建築物等
の防災管理対象物の管理権原者は、併せて、防災管理者を定め、防災管理に係る
消防計画を作成し、防災管理上必要な業務を行わせることになっている。

防災管理者選任対象施設は、本庁舎、中央病院、県民ホール、サンポート高
松交流拠点施設、情報通信交流館の 5 施設である。

(5) 消防計画の作成及び消防(署)長への提出について

区 分	施設数	構成比
提出している	118	99.2%
提出していない	1	0.8%
計	119	100.0%

防火管理及び防災管理に係る消防計画は、消防法施行規則第3条第1項の規定により、防火管理者が作成し、所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長に届け出なければならないとされ、消防計画を変更したときも同様とされている。

防火管理者が選任されている119施設のうち、118施設（99.2%）は消防計画を提出している。（本庁舎の消防計画には、天神前分庁舎及び警察本部庁舎が含まれ、文書館の消防計画には、図書館が含まれている。）

消防計画を提出していない1施設は、昭和57年以降未提出であった。

また、消防計画は提出されているものの、平成29年度に再編により統合された1施設について、内容が統合前の状態であったほか、前回の提出から10年以上が経過している施設が2施設あった。

2 災害、事故・事件等不測の事態発生時における対応マニュアルについて

(1) 対応マニュアルの作成状況について

区 分	施設数	構成比
作成している	109	91.6%
（災害対応）	（103）	（86.6%）
（事故・事件対応）	（57）	（47.9%）
（不審者対応）	（37）	（31.1%）
作成していない	10	8.4%
計	119	100.0%

※マニュアルの内容は複数回答

消防計画以外に災害、事故・事件等不測の事態発生時における対応マニュアルは、109施設（91.6%）が作成している。その主な内容は、災害時（地震、台風等）の対応マニュアル（103施設）、事故・事件の対応マニュアル（57施設）、不審者への対応マニュアル（37施設）となっている。

一方で、10施設が作成していないが、その理由は、

- ・災害時における動員配備計画等は作成しているが、対応マニュアルは本課が作成しているものを使用しているため
- ・消防計画書において、震災、その他の災害について一定の事項を定めているため

等であった。なお、3施設については、現在作成中である。

(2) 対応マニュアルの定期的な内容点検について

区 分	施設数	構成比
行っている	102	93.6%
（年1回以上）	(75)	(68.8%)
（1年～2年に1回）	(1)	(0.9%)
（随時）	(22)	(20.2%)
（人事異動時）	(3)	(2.8%)
（不定期）	(1)	(0.9%)
策定以降行っていない	7	6.4%
計	109	100.0%

対応マニュアルの内容点検については、マニュアルを作成している109施設のうち、102施設（93.6%）が定期的に又は必要に応じて内容点検を行っている。なお、策定以降行っていない7施設については、平成28年3月から29年4月の間に策定されたものである。

(3) 対応マニュアルの改正について

区 分	施設数	構成比
行っている	95	87.2%
行っていない	14	12.8%
計	109	100.0%

対応マニュアルの改正については、マニュアルを作成している109施設のうち、95施設（87.2%）が、必要に応じて改正を行っている。

改正内容については、法令やガイドライン等の見直しに伴うもの、他の自治体で発生した災害や事件を受けた国の指導によるもの、人事異動に伴う担当者等の変更、避難経路や避難場所の見直し、災害規模に応じた対応の見直し等であった。

3 消防訓練等の実施状況について

(1) 平成28年度の消防訓練の実施状況について

区 分	施設数	うち特定 防火対象物	うち非特定 防火対象物	構成比
実施している	102	37	65	84.3%
（1回）	(39)	(3)	(36)	(32.2%)
（2回）	(48)	(19)	(29)	(39.7%)
（3回以上）	(15)	(15)	(0)	(12.4%)
実施していない	19	2	17	15.7%
合 計	121	39	82	100.0%

注）平成28年度の実施状況のため、平成29年度に再編統合された小豆島中央高校及び観音寺総合高校の2校については、統合前の4校（小豆島高校、土庄高校、観音寺中央高校、三豊工業高校）を対象としているため、施設数は2施設多い121施設となる。

平成 28 年度の消防訓練の実施状況は、102 施設 (84.3%) において実施され、19 施設 (15.7%) において実施されていなかった。

(2) 実施した消防訓練の概要について

ア 特定防火対象物における訓練内容について

区 分	消火訓練	避難訓練	施設数	構成比
特定防火対象物	2 回	2 回	26	66.7%
	1 回	2 回	6	15.4%
	1 回	1 回	2	5.1%
	0 回	2 回	1	2.6%
	0 回	1 回	2	5.1%
	0 回	0 回	2	5.1%
計			39	100.0%

特定防火対象物については、消防法施行規則第 3 条第 10 項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施しなければならないとされているが、特定防火対象物 39 施設のうち、消火訓練と避難訓練をそれぞれ 2 回以上実施した施設は 26 施設 (66.7%) であった。

イ 非特定防火対象物における消防計画に定めた訓練内容・回数での実施状況について

区 分	施設数	構成比
計画どおり実施した	60	73.2%
一部計画どおり実施していない	5	6.1%
訓練を実施していない	17	20.7%
計	82	100.0%

消防訓練について、非特定防火対象物は、特定防火対象物のように訓練の内容・回数に係る義務付けはないが、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を行わなければならないとされている。

平成 28 年度に訓練を実施した 65 施設のうち、計画どおりの内容・回数で消防訓練を実施した施設は、60 施設 (73.2%) であり、一部実施しなかった 5 施設 (6.1%) については、計画上の訓練回数が 3 回のところ 2 回になったものや、計画上は総合訓練のところ避難訓練になった等である。

消防計画どおりの実施ができなかった理由については、業務の都合や関係機関と日程調整ができなかった等である。

ウ 参加者について

参加区分	施設数	構成比
職員等のみ	85	83.3%
職員等、施設利用者	13	12.8%
職員等、その他	3	2.9%
職員等、施設利用者、その他	1	1.0%
計	102	100.0%

消防訓練の参加者については、施設の職員等（職員、生徒、警備や清掃業務等委託先企業の従業員等）のみの参加によるものが85施設（83.3%）と多いが、施設の利用者（一般利用者、入所者、患者、施設入居団体・企業等の職員）の参加も得て実施した施設が14施設あった。このうち、2施設（県立ミュージアム、さぬき空港公園）では、訓練当日に施設を訪れた方に参加を依頼し、不特定の一般入場者が参加したものであった。

また、自主防災組織や消防団員等が参加しているものも4施設あった。このうち、坂出工業高校では、地域住民や自主防災組織、近隣保育園の園児、消防、警察等が参加して、地震の発生と出火を想定した防災訓練が行われ、保育園児を津波から守るための避難訓練や消火訓練、ロープワーク訓練、簡易担架搬送訓練が行われており、生徒が防災に対する高い意識を持ち、災害発生時に即応できる人材の育成を目標に訓練に取り組んでいる。

(3) 消防訓練時の消防署員の立会いについて

区 分	施設数	構成比
立会い有	40	39.2%
立会い無	62	60.8%
計	102	100.0%

消防訓練時の消防職員の立会いについては、訓練を実施した102施設のうち、40施設（39.2%）で立会いがあった。

(4) 消防訓練後の消防署又は施設責任者等からの指導（講評・助言）について

区 分	施設数	構成比
消防署から指導（講評・助言）あり	25	24.5%
施設責任者から指導（講評・助言）あり	50	49.0%
消防署と施設管理者の両方から指導（講評・助言）あり	15	14.7%
小 計	90	88.2%
指導（講評・助言）なし	12	11.8%
合 計	102	100.0%

(指導内容)

区 分		施設数	指導率
概ね適正		82	91.1%
	何も指導なし	56	62.2%
	併せて指導あり	26	28.9%
	（訓練時間）	(10)	(11.1%)
	（連携）	(8)	(8.9%)
	（訓練態度）	(5)	(5.6%)
	（防火設備）	(7)	(7.8%)
	（その他）	(16)	(17.8%)
指導あり		8	8.9%
	（訓練時間）	(1)	(1.1%)

	(連携)	(7)	(7.8%)
	(訓練態度)	(4)	(4.4%)
	(防火設備)	(3)	(3.3%)
	(その他)	(2)	(2.2%)
	計	90	100.0%

※指導内容は複数回答

消防訓練後の消防署又は施設責任者からの指導（講評・助言）については、90 施設（88.2%）において行われ、消防署からは 25 施設、施設管理者からは 50 施設、消防署と施設管理者の両方からあったものは 15 施設であった。

指導（講評・助言）のあった施設のうち 82 施設（91.1%）において、「概ね適正」と評価されているが、このうち 26 施設については、訓練時間について 10 施設、連携について 8 施設、訓練態度について 5 施設、防火設備について 7 施設、その他について 16 施設が併せて指導を受けている。

また、概ね適正とはならなかった施設は 8 施設あり、訓練時間について 1 施設、連携について 7 施設、訓練態度について 4 施設、防火設備について 3 施設、その他について 2 施設が指導を受けている。

その他の指導については、

- ・火災だけでなく地震等の訓練を取り入れる。
- ・対策本部の立ち上げは、手の取れる職員も手伝い素早く行うこと。
- ・メガホン、トランシーバーなどを使用して指示をしてはどうか。
- ・最近の火災事故等の事例に基づく対処方法の説明
- ・劣化した消火栓等の表示の修正、温室用ボイラー周辺の剪定などであった。

(5) 消防訓練の事後検証について

区 分	施設数	構成比
行っている	87	85.3%
行っていない	15	14.7%
計	102	100.0%

消防訓練の事後検証を行っている施設は、消防訓練を実施した 102 施設のうち、87 施設（85.3%）であった。事後検証の方法については、訓練参加者へのアンケート、訓練後の聞き取り、反省会などによるものであった。

(6) これまでの消防訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しについて

区 分	施設数	構成比
行っている	80	78.4%
行っていない	22	21.6%
計	102	100.0%

これまでの消防訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しについては、80 施設（78.4%）で行われている。

見直し内容については、

- ・ 出火場所の変更及びそれに対応した避難経路による訓練
- ・ 連絡方法、訓練時期
- ・ 職員配置の少ない日を想定した訓練
- ・ 無通知での実施
- ・ 事前に出火場所や役割分担を特定しない訓練
- ・ 歩行困難な利用者の避難誘導
- ・ 訓練時に通行不能箇所を設けることによる避難経路の見直しや対応などであった。

(7) 過去の消防訓練における反省点や改善点の中で、その後の施設の安全対策に生かされていることについて

区 分	施設数	構成比
あり	51	50.0%
なし	51	50.0%
計	102	100.0%

過去の消防訓練における反省点や改善点について、51施設（50.0%）において、その後の施設の安全対策に生かされており、その内容は、

- ・ 消火器の耐用年限が経過していたので更新した。
 - ・ 訓練を繰り返し行うことで防災意識の向上や消火器、AEDの取扱いに慣れてきた。
 - ・ 職員配置の少ない日の対応について、勤務ボードに火災や緊急時等における役割や対応の流れを記したラベルを職員の名前に貼るようにし、役割分担の共有を図るようにした。
 - ・ 1階玄関ホール等に「非常口」と表示したテープを床に貼った。
 - ・ 連絡手段の一つとしてトランシーバーを使用する。避難後の動きについて職員間の認識の共有を図った。
 - ・ 逃げ遅れがないかの確認のため、確認済の札を作成し、各部屋の入口に吊るすようにした。その結果、避難時間の短縮、安全対策につながった。
 - ・ 階段等は、担架による搬送ができなかったことから、最終的に二人の肩組が最良であった。
 - ・ 放送が聞こえづらい場所にスピーカーを増設した。
 - ・ 電気の延長コードを更新し、電気火災の予防に努めた。
 - ・ 避難経路が1箇所だけであったため、分散化を図った。
 - ・ 工事が行われているときの避難経路の確保、避難経路の見直し等ができた。
 - ・ 運動場へ避難した場合、生徒の健康管理のための避難用テントの必要性を学校防災委員会で検討し、購入を行う。
- などであった。

(8) 消防訓練以外の災害や事故・事件等不測の事態を想定した訓練について

区 分	施設数	構成比
これまでに実施したことがある	92	76.0%
（災害対応）	(73)	(60.3%)
（不審者対応）	(14)	(11.6%)
（救命・AED、救護）	(9)	(7.4%)
（事故対応）	(6)	(5.0%)
（その他）	(5)	(4.1%)
実施したことはない	29	24.0%
計	121	100.0%

※訓練内容は複数回答

消防訓練以外の災害や事件・事故等不測の事態を想定した訓練については、92施設（76.0%）で実施したことがあり、その内容は、地震や津波、大雨を想定した災害対応訓練（避難訓練、災害対策訓練）が73施設、不審者対応訓練が14施設、救命（AED含む）や救護訓練が9施設、事故対応訓練が6施設などとなっている。

また、テロ対応訓練や、災害時を想定した福祉避難所開設訓練、炊出し訓練を行った施設もあった。

対応マニュアルの作成状況と訓練の実施状況を比較すると、災害対応については、マニュアルを作成している約7割（69.5%）の施設で訓練が実施されているが、救命、救護訓練の実施率は5割、不審者対応訓練の実施率は約4割（37.8%）、事故対応訓練は約1割（10.5%）などとなっている。

※平成28年度以前の訓練実施状況のため、平成29年度の高校の再編統合前の状況である。

(9) 過去の訓練（消防訓練以外）における反省点や改善点の中で、その後の訓練や施設の安全対策に生かされていること

区 分	施設数	構成比
あり	49	40.5%
なし	72	59.5%
計	121	100.0%

消防訓練以外の災害や事件・事故等不測の事態を想定した過去の訓練における反省点や改善点について、49施設（40.5%）において、その後の訓練や施設の安全対策に生かされており、その内容は、

- ・作業車両に、緊急用の三角巾を常備することにした。（作業員、来園者どちらにも応急処置ができるようにするため）
 - ・防災警笛を使用する。
 - ・外部侵入者対策のため、警察直通の110番非常通報装置を設置した。
- などであった。

4 共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策について

(1) 備品等（TV・パソコン・額縁・什器・ラック・パーティション等）の転倒・落下・移動防止対策について

区 分	施設数	構成比
全て対策済みである	59	49.6%
一部対策ができていない	59	49.6%
全く対策ができていない	0	0.0%
対象となる物品がない	1	0.8%
計	119	100.0%

(2) 一部対策ができていない理由について

区 分	施設数	構成比	
対策を行う時間的な余裕がない	17	26.7%	
使用時に移動が必要なものは固定が困難	9	12.0%	
新築や移転のため	6	8.0%	
費用と労力がかかり困難	4	5.3%	
対策中等である	33	44.0%	
	(危険性の高いものは対策済み)	(10)	(13.3%)
	(順次、対策を継続中)	(9)	(12.0%)
	(早急に対策を行う)	(5)	(6.7%)
	(対策を検討中)	(9)	(12.0%)
その他	6	8.0%	
合 計	75	100.0%	

※複数回答

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策については、59施設（49.6%）が全て対策済みであり、一部対策ができていない施設は、59施設（49.6%）であった。全く対策ができていない施設はなかった。

一部対策ができていない施設のうち、危険性の高いものは対策済みとするものが10施設、順次対策を継続中とするものが9施設、早急に対策を行うとするものが5施設、対策を検討中とするものが9施設あった。

一部対策ができていない部分は、キャビネット、ロッカー、パソコン等の固定であり、対策ができていない理由としては、「対策を行う時間的な余裕がない」が17施設、「使用時に移動が必要なものは固定が困難」が9施設、「費用と労力がかかり困難」が4施設などとなっている。

5 危機管理に関する職員研修について

(1) 平成 28 年度に実施した危機管理に関する職員研修の内容について

ア 職場で実施した研修

区 分		施設数	実施率
28 年度に実施した		75	62.0%
研修内容	施設の安全管理に関する研修	(45)	(37.2%)
	施設利用者の安全管理に関する研修	(36)	(29.8%)
	その他危機管理に関する研修	(62)	(51.2%)
28 年度は実施していないが過去に実施したことがある		17	14.0%
これまで研修を実施したことがない		29	24.0%
計		121	100.0%

※()の研修内容は複数回答

注) 職員研修については、平成 28 年度の実施状況のため、平成 29 年 4 月の県立高校再編統前の 4 校(小豆島、土庄、観音寺中央、三豊工業)について記載し、121 施設を対象とした。以下同じ。

平成 28 年度の職場における危機管理に関する職員研修は、75 施設において実施され、過去の実施分も含めると、92 施設(76.0%)において実施されていた。

研修内容は、施設の安全管理に関するものとして、地震等の災害対応や防火設備の取扱い等について、施設利用者の安全管理に関するものとして、救命講習(AED、心肺蘇生)や感染症対策等について、その他の危機管理に関するものとして、交通安全講習や事業継続計画研修等についてであった。

職場で研修を実施したことがない施設については、職員会議等で危機管理に関する重要事項について周知徹底を図っているや、業務多忙のため等を実施したことがない理由に挙げている。

イ 県のお課が開催する研修に参加

区 分		施設数	実施率
28 年度に参加した		76	62.8%
研修内容	施設の安全管理に関する研修	(42)	(34.7%)
	施設利用者の安全管理に関する研修	(14)	(11.6%)
	その他危機管理に関する研修	(50)	(41.3%)
28 年度は実施していないが過去に参加したことがある		18	14.9%
これまで研修に参加したことがない		27	22.3%
計		121	100.0%

※()の研修内容は複数回答

県のお課が開催する研修の参加については、平成 28 年度は 76 施設において職員が参加しており、過去の実施分を含めると、94 施設(77.7%)において参加実績があった。

研修内容は、防災に関する講演会や講習会、施設の安全管理や安全確保に関する講習会等であった。

また、これまで参加したことがない施設については、日程等の参加条件が合わなかったや、業務多忙等を参加したことがない理由に挙げている。

ウ 県以外の機関が開催する研修に参加

区 分		施設数	実施率
28年度に参加した		40	33.1%
研修内容	施設の安全管理に関する研修	(18)	(14.9%)
	施設利用者の安全管理に関する研修	(6)	(5.0%)
	その他危機管理に関する研修	(19)	(15.7%)
28年度は実施していないが過去に参加したことがある		19	15.7%
これまで研修に参加したことがない		62	51.2%
計		121	100.0%

※()の研修内容は複数回答

県以外の機関が開催する研修の参加については、平成28年度は40施設で、過去の実施分を含めると、59施設(48.8%)において参加実績があった。

研修内容は、防災に関する講習会等が多く、参加したことがない理由としては、県が開催する研修会への参加を優先している等であった。

エ 実施または参加している研修の開催または参加頻度について

区 分	施設数	実施率
毎年度、定期的の実施または参加している	68	56.2%
不定期に実施または参加している	42	34.7%
実施したことがないまたは参加したことがない	11	9.1%
計	121	100.0%

危機管理に関する研修については、過去も含めると110施設(90.9%)において、職場又は職場外で開催される研修に職員が参加していた。

また、68施設(56.2%)の職員は、毎年度、定期的職場又は職場外において研修を受けている。

6 AEDの設置・管理状況について

(1) AEDの設置状況について

ア 設置施設・台数

(平成29年4月1日現在)

区 分		防火管理者選 任対象施設数	左記のうち	
			AED設置 施設数	AED設置 台 数
本 庁	本庁舎・天神前庁舎	1	1	6
	警察本部庁舎	1	1	1
出 先 機 関	政策部	8	7	9
	総務部	4	4	4
	危機管理総局	1	1	1
	環境森林部	6	2	2
	健康福祉部	13	11	19
	商工労働部	5	3	3
	交流推進部	4	4	8
	農政水産部	8	5	5
	土木部	5	5	6
	水道局	0	0	0
	病院局	3	3	24
	教育委員会	46	45	100
	公安委員会	14	13	18
計		119	105	206

AEDは、119施設のうち、105施設(88.2%)に206台が設置されているが、14施設では設置されていない。

設置していない理由については、

- ・隣接する施設にAEDが設置されており、緊急時の対応が可能である。
- ・一般県民の利用が少ないため 等としている。

なお、今後、新たに設置する予定がある施設が2施設(聴覚障害者福祉センター、園芸総合センター)あった。

イ 設置者及び管理者について

設置者	台数	構成比	管理者	台数
香川県	136	66.0%	香川県	120
			指定管理者	15
			その他	1
指定管理者	19	9.2%	指定管理者	19
目的外使用許可等	51	24.8%		51
自動販売機設置者	(41)	(19.9%)	香川県	(13)
			指定管理者	(1)
			自動販売機設置者	(26)
			その他	(1)
			P T A	(5)
			地方職員共済組合香川県支部等	(3)
			日赤香川県支部	(2)
計	206	100.0%	計	206

設置されている206台のAEDのうち、県が6割以上(66.0%)の136台を設置し、そのうち120台を県が直接管理している。

自動販売機設置者が、自動販売機に付帯して設置しているAEDについては、施設管理者が管理しているものと設置者が管理しているものに分かっている。

ウ 設置フロア

区分	台数	構成比
1階又は屋外の平地	161	78.1%
2階以上	42	20.4%
地下1階	1	0.5%
実習船	2	1.0%
計	206	100.0%

AEDの設置場所は、施設の利用者が出入りする建物の1階や屋外の平地に設置されているものは161台(78.1%)であり、建物の2階以上に設置されている42台(20.4%)については、事務室のある階や各階に設置されているものなどである。

エ AEDは職員を介することなく誰でも利用できるか。

区分	施設数	構成比
職員を介することなく利用できる	81	77.2%
職員を介さなければ複数台のうち一部使用できないものがある	12	11.4%
職員を介さなければ使用できない	12	11.4%
計	105	100.0%

9割弱の93施設(88.6%)では、設置しているAEDの全部又は一部について、職員を介することなくAEDを使用することができるようになっている。

一方、職員を介さなければ使用できないAEDのみとする12施設(11.4%)では、盗難防止や使用を職員に限定している等のため、事務室等の室内に保管している状況にあった。

オ 設置に関する統一的な方針について

区 分	施設数	構成比
ある	0	0%
ない	105	100.0%
計	105	100.0%

AEDを設置している各施設において、AEDの設置に関する統一的な方針を作成しているところはなかったが、全庁的には、香川県メディカルコントロール協議会が作成した「香川県における自動体外式除細動器(AED)普及促進のための意見書」において定める優先的にAEDを設置すべき施設の目安を踏まえ、県民が多く利用する施設(年間利用者数10万人以上)、スポーツ施設、学校に、AEDを設置することを計画し、平成18年度と平成19年度の2か年で59施設に設置したところである。

現在は、医務国保課において、毎年度、全庁的にAEDの管理状況等について調査し、この中でAEDの購入希望調査も行っており、予算措置は各施設が行い、購入数が10台以上になることが条件となるが、一括調達できる仕組みを整えている。

また、電極パッドやバッテリーの使用期限や一般財団法人日本救急医療財団へのAED設置情報の登録等の確認を行っている。

カ 調達の状況

(ア)取得方法

区 分	台数	構成比
購入	125 (113)	60.7% (83.1%)
リース	15 (5)	7.3% (3.7%)
寄附	15 (15)	7.3% (11.0%)
目的外使用許可等により自動販売機設置者等が設置	48	23.3%
保管換	3 (3)	1.4% (2.2%)
計	206 (136)	100.0% (100.0%)

注) () は県が調達したもので内数

(イ)購入の場合の調達方法（県取得分）

区 分	台数	構成比
単独で調達した	26	23.0%
一括調達した	87	77.0%
計	113	100.0%

(ウ)取得方法別金額（平成26年度～28年度における県取得分）

取得金額	取得台数		
	一括購入	単独購入	単独リース
10万円以上15万円未満	48		
15万円以上20万円未満		2	2
20万円以上25万円未満		1	1
25万円以上30万円未満		3	
30万円以上35万円未満		2	
35万円以上40万円未満		1	

注) 単独リースはリース期間における総支払額

県が取得している136台のAEDのうち、8割を超える113台(83.1%)が購入であり、リースによるものは5台(3.7%)であった。

購入により取得した理由のほとんどは、医務国保課が行う一括購入により安価に購入できるためというものであり、リースによることとした理由は、単独購入に比べるとメンテナンスが充実している等であった。

平成26年度から28年度の取得状況をみると、一括購入した場合の本体価格は約13万円で、単独購入の場合は、最も高いものは約40万円であった。

また、一括購入には、5年間の保証期間内に使用期限が切れる消耗品（電極パッド、バッテリー）の交換、使用した場合の電極パッドの交換、24時間の遠隔監視等の内容が含まれている。

一方、リースの場合、単独調達の事例しかないが、リース総額は約16万円から約21万円になっており、5年～6年のリース期間中の消耗品の交換、使用した電極パッドの交換や盗難・破損時の無料交換が含まれている。

キ 増設の必要性について

区 分	施設数	構成比
必要と考えている	12	11.4%
現状のままでよいと考えている	93	88.6%
計	105	100.0%

増設を必要と考えている施設には県立高校が多く、離れた場所にある建物やグラウンド、新設の体育館用に必要と考えている。

(2) A E Dの管理状況について

ア 日常点検の状況

(ア)点検担当者の状況

区 分	施設数	構成比
職員を点検担当者として配置している	88	83.8%
(1名)	(48)	(45.7%)
(2名)	(24)	(22.9%)
(3名以上)	(16)	(15.2%)
配置していない	17	16.2%
機器のリース会社等が点検	(2)	(1.9%)
遠隔監視システムによる点検	(9)	(8.6%)
何もしていない	(6)	(5.7%)
計	105	100.0%

8割を超える88施設(83.9%)において、施設の職員が点検を担当しているが、17施設(16.2%)において点検担当者を配置していない。

配置していない施設のうち、2施設は機器のリース会社等により点検が行われ、9施設はメーカー等の遠隔監視システムによる点検が行われていた。

(イ)点検担当者のA E D操作講習の受講状況

区 分	施設数	構成比
全員受講している	60	68.2%
一部の者が受講している	17	19.3%
全く受講していない	11	12.5%
計	88	100.0%

職員の点検担当者を設置している88施設のうち、11施設において、A E Dの操作講習を全く受講していない者が点検を担当している。

(ウ)点検担当者による日常点検の実施状況 (A E Dのインジケータランプの色や表示の確認等)

区 分	施設数	構成比
毎日行っている	45	51.1%
毎日行っていない	43	48.9%
(週1～4回)	(15)	(17.1%)
(月1～3回)	(14)	(15.9%)
(年1～数回)	(6)	(6.8%)
(不定期)	(8)	(9.1%)
計	88	100.0%

点検担当者を配置している施設のうち、日常点検を毎日行っている施設は45施設(51.1%)であった。

(エ)点検マニュアル

区 分	施設数	構成比
整備している	14	13.3%
整備していない	91	86.7%
計	105	100.0%

点検マニュアルを整備している 14 施設は、機器に添付されている点検マニュアルや厚生労働省が作成している A E D の管理に係る文書等を使用している。

(オ)日常点検記録簿

区 分	施設数	構成比	
整備している	46	43.8%	
保 存 期 間	3 か月	(1)	(2.2%)
	1 年	(10)	(21.7%)
	5 年	(9)	(19.6%)
	8 年	(1)	(2.2%)
	定めていない	(25)	(54.3%)
整備していない	59	56.2%	
計	105	100.0%	

日常点検記録簿は、46 施設（43.8%）において整備されているが、保存期間については特に定めていない施設が多い。

イ 消耗品の管理について

(ア)電極パッド

区 分	施設数	構成比	
使用期限	把握している	104	99.0%
	(使用期限内)	(104)	
	(使用期限を徒過)	(0)	
	把握していない	1	1.0%
直近の交換実績	あり	87	82.8%
	なし	17	16.2%
	把握していない	1	1.0%
交換予定	あり	89	84.7%
	なし	15	14.4%
	把握していない	1	1.0%

(イ) バッテリ

区 分		施設数	構成比
使用期限	把握している	104	99.0%
	(使用期限内)	(103)	
	(使用期限を徒過)	(1)	
	把握していない	1	1.0%
直近の交換実績	あり	56	53.3%
	なし	48	45.7%
	把握していない	1	1.0%
交換予定	あり	82	78.1%
	なし	22	20.9%
	把握していない	1	1.0%

電極パッド及びバッテリーについては、それぞれ1施設を除き、使用期限が把握されており、基本的には使用期限に従って交換が行われているが、期限を把握している施設の中で、バッテリーについて1施設が、1か月程度使用期限を徒過していた。

交換実績がない施設は、現在のAED設置後、まだ使用期限に達していないものであり、交換予定がないとした施設は、近々、本体の更新予定があるものや、自動販売機に付帯するAEDで使用期限までに1年以上あり、設置業者による交換予定が未定である等とするものであった。

(ウ) 表示ラベル（電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載したもの）の取付けについて

区 分		台数	実施率
取り付けている		205	99.5%
場 所	AED本体	(87)	(42.2%)
	収納ケース	(128)	(62.1%)
	その他	(2)	(1.0%)
取り付けていない		0	0.0%
把握していない		1	0.5%

注) 複数回答

ほとんどのAED(205台、99.5%)に、収納ケースや本体に表示ラベルが取り付けられており、電極パッドやバッテリーの交換時期や使用期限等の把握が円滑に行える状態にある。

(エ)小児に対応できるAEDについて

区 分	施設数	構成比	
配置している	79	75.2%	
	小児用電極パッドを使用するタイプ	(47)	(44.8%)
	本体の出力を小児用に低減するタイプ	(32)	(30.5%)
配置していない	25	23.8%	
把握していない	1	1.0%	
計	105	100.0%	

小児に対応したAEDについては、小児が施設に出入りすることがある施設を中心に、小児用電極パッドを使用する機器や、電気ショックの出力を小児用に低減できる機器を設置し、小児にも対応している施設が79施設(75.2%)あった。

ウ AED本体の管理について

(ア)耐用期間について

区 分	施設数	構成比	
把握している	94	89.5%	
	(耐用期間内)	(83)	(79.0%)
	(耐用期間を徒過)	(11)	(10.5%)
把握していない	11	10.5%	
計	105	100.0%	

AED本体の耐用期間について、11施設32台が把握されていなかった。また、把握している94施設のうち、11施設12台が耐用期間を徒過していた。

(イ)更新予定について

区 分	施設数	台数構成比
あり	79	75.2%
なし	26	24.8%
計	105	100.0%

79施設(75.2%)では、耐用年数を見込んで、あらかじめ更新予定を立てている。

一方、更新の予定がないとする施設は、耐用期間内であり、期限前の時点で具体的に検討するとしている。

(ウ) 備品一覧表への登記について

調達区分	台数	備品一覧表への登記台数	備品標示票の貼付台数
購入	113	113	113
寄附	15	15	15
保管換	3	3	3
計	131	131	131

県が調達した131台のAEDについては、全て備品一覧表への登記及び備品の標示票が貼付されていた。

エ AEDの操作講習等について

(ア) AEDの操作講習

区分	施設数	実施率
実施又は参加している	95	90.5%
職場で研修を実施	(83)	(79.0%)
県のお課が開催する研修に参加	(8)	(7.6%)
消防本部(署)や日本赤十字社が実施する研修に参加	(15)	(14.3%)
その他	(6)	5.7%
実施又は参加していない	10	9.5%
計	105	100.0%

※実施又は参加は複数回答

95施設(90.5%)で研修を実施又は研修に参加しているが、10施設(9.5%)において、操作講習が受講されておらず、その中には不特定多数の県民が利用する施設が含まれている。

(イ) 実施又は参加している講習の頻度について

区分	施設数	構成比
年2回以上	8	8.4%
年1回	64	67.4%
2年に1回	6	6.3%
3年に1回	4	4.2%
随時	10	10.5%
その他	3	3.2%
計	95	100.0%

AEDの操作講習について、実施又は他機関での講習に参加している95施設のうち、72施設(75.8%)で、毎年1回以上の頻度で行われている。

(ウ)平成29年4月1日時点の在職職員のうち、講習を受講し、AEDの操作が可能な者の数について

区 分	施設数	構成比
1人	4	3.8%
2人	1	1.0%
3人以上	100	95.2%
計	105	100.0%

5,315 人／在職職員数 7,915 人

全ての施設で、講習を受講しAEDの操作が可能な職員がいるが、1人しかいない施設が4施設あった。

また、3人以上いる施設で、職員全員が操作可能な施設が20施設あった。

(エ)操作マニュアルの整備について

区 分	施設数	構成比
整備している	15	14.2%
整備していない	90	85.8%
計	105	100.0%

操作マニュアルを整備している15施設は、機器に添付されている操作マニュアルを使用している。

(3) AEDの設置情報について

ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録状況

区 分	台数	構成比
登録し公開している	136	66.0%
登録しているが非公開としている	5	2.4%
登録していない	65	31.6%
計	206	100.0%

一般財団法人日本救急医療財団に登録し、同財団が作成する全国AEDマップ上で設置情報を公開しているものは136台(66.0%)あり、非公開又は登録していないものは70台(34.0%)あった。

非公開又は登録していない理由は、

- ・閉庁時は施設に立ち入ることができず、常時利用することができないため
 - ・部活動や校外行事で外に持ち出すことが多いため
 - ・登録制度を知らなかった
- 等であった。

イ 設置場所を案内する標識等の掲示場所について

区 分	施設数	構成比
① A E D 設置場所に掲示	68	64.8%
② 設置場所以外の場所に掲示	6	5.7%
①及び②の両方に掲示	31	29.5%
掲示していない	0	0.0%
計	105	100.0%

A E D の設置場所を案内する標識等を掲示していない施設はなく、設置場所のみに掲示している施設が 68 施設（64.8%）と最も多かった。

A E D 設置場所以外に掲示している施設は、玄関扉のガラス面や施設案内板に掲示していた。

ウ A E D 設置に関するホームページやパンフレット等による情報提供について

区 分	施設数	構成比
情報提供している	18	17.1%
情報提供していない	87	82.9%
計	105	100.0%

A E D の設置情報を提供している施設は 18 施設あり、その方法は、施設のホームページや案内リーフレットのほか、市のホームページ、保護者向けの機関誌等への掲載によるものであった。

(4) 施設に設置した A E D のこれまでの使用実績について

区 分	施設数	構成比
使用実績あり	5	4.8%
使用実績なし	100	95.2%
計	105	100.0%

これまでに A E D の使用実績がある施設は、障害者支援施設 2 施設、運動公園 1 施設、県立病院 2 施設であった。そのうち、県立病院を除く 3 施設については、施設職員の使用が 2 件、施設利用者の使用が 1 件で、その場で心拍が再開した事例が 1 件あった。

そのほか、今回の監査対象外（防火管理者選任対象施設以外）の施設であるが、都市公園 1 施設において、施設利用者による使用実績が 1 件あった。

第5 監査の意見等

今回、監査対象とした県有施設利用者の安全確保対策及びAEDの設置・管理状況については、おおむね適正に対応されていたが、一部において改善を要すると認められる事項があったので意見として述べる。また、今後より良い運用としていくため、さらに検討の余地があると思慮される点について要望として取りまとめた。

1 利用者の安全確保対策

(1) 災害・事故等発生時の対応マニュアルについて

<現状と課題>

火災や地震等の災害や施設内で事故・事件が発生したときに、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、避難・誘導、安全確保、関係機関への連絡、責任者の明確化、担当者の役割分担等について、対応マニュアルを作成し、職員へ周知することが重要である。

防火管理者選任対象施設である119施設のうち、109施設(91.6%)において、消防計画以外に災害や事故等発生時の対応マニュアルが作成されているものの、内容が十分とは言えないと思慮されるものも一部見受けられた。また、その種類としては、災害対応マニュアルについては、多くの施設で作成されている一方、事故・事件や不審者への対応のマニュアルは、学校や福祉施設をはじめ一般利用者が多い施設を中心に整備されているものの、作成していない施設も多かった。

また、対応マニュアルの内容点検や改正は、必要に応じおおむね的確になされているが、定期的にはされていない施設もあった。

<要望>

- 災害や事故等の発生に備えたマニュアルを作成していない施設においては、それぞれの施設の態様や利用者の状況等を勘案の上、今後、必要に応じて、関係するマニュアルの整備を検討されたい。
- あらゆる事態に的確に対応できるよう、定期的にマニュアルの内容点検を行った上で、必要な見直しや内容の充実を図り、職員への周知徹底に努められたい。

(2) 消防訓練等について

ア 消防計画について

<現状と課題>

消防計画は、防火対象物における防火・防災管理制度の基本方針として位置付けられるものであり、消防法において、火災の予防及びその被害の軽減のため、消防計画を作成し、これに基づき防火管理上必要な業務を実施することとされている。

防火管理者選任対象施設に該当する119施設のうち、118施設(99.2%)において、消防計画が作成され、所管消防(署)長に提出されているが、1施設については、防火管理者が選任され、消防訓練も年2回実施されているものの、

消防計画については、作成及び提出が行われていなかった。

また、施設の統合により新設されたにもかかわらず、従前の状態のままであるものや、前回の消防計画の提出から 10 年以上変更が行われていない施設があった。

<意見>

- 防火管理者は、消防法施行規則に基づき、消防計画を作成し、所管消防長又は消防署長に届け出る必要がある。(丸亀高校)
- 消防計画の内容に変更が生じたときも、上記と同様に届け出る必要がある。(観音寺総合高校、社会福祉総合センター、聴覚障害者福祉センター)

イ 消防訓練の実施について

<現状と課題>

消防法において、消防訓練は、消防計画に基づき、初期消火、通報連絡、避難誘導等の訓練を定期的実施しなければならないとされている。特に、不特定多数の者が利用する施設や利用者の避難等に困難を伴う施設である特定防火対象物については、消防法施行規則において、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施しなければならないとされている。

防火管理者選任対象施設における平成 28 年度の消防訓練については、特定防火対象物である 2 施設を含め約 15%に当たる 19 施設において実施されておらず、実施している施設でも、法令や消防計画どおりの内容・回数でできていなかった施設も見受けられた。

<意見>

- 特定防火対象物に該当する施設においては、消防法施行規則に基づき、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施する必要がある。
(文化会館、香川国際交流会館、満濃池森林公園、社会福祉総合センター、子ども女性相談センター、ふじみ園、聴覚障害者福祉センター、かがわ総合リハビリテーションセンター、サンポート高松 港湾施設、丸亀病院、五色台少年自然センター、聾学校、香川丸亀養護学校)

<要望>

- 特定防火対象物に該当しない施設においても、消防計画に定めたとおり消防訓練を実施するよう努められたい。

ウ 消防訓練の参加者について

<現状と課題>

平成 28 年度に消防訓練を実施した 102 施設のうち、17 施設において、施設の利用者(一般利用者、入所者、患者、施設入居団体・企業の職員等)や、自主防災組織、消防団員等が訓練に参加していた。

中でも、坂出工業高校は、施設の一部が市の指定避難所になっているが、地域住民や自主防災組織、近隣保育園の園児、消防、警察等が参加して、地

震の発生と出火を想定した防災訓練が行われている。

一方、8割強の施設（85施設）では、施設の職員等（職員、生徒、警備や清掃業務等委託先企業の従業員等）のみで行われている状況である。

<要望>

- 消防訓練について、施設の実態に応じて、施設の利用者や地域住民、自主防災組織等と連携した訓練を行うことを検討されたい。

エ 消防訓練結果の検証と活用について

<現状と課題>

消防訓練時の消防署員の立会いが約4割の40施設（39.2%）で行われており、専門的な立場からの指導・助言を受けるとともに、これらの指導等も踏まえ、事後検証が8割を超える87施設（85.3%）において行われている。

また、これまでの訓練結果を踏まえて訓練内容を見直した施設は80施設（78.4%）あり、さらに、施設の安全対策に生かしている施設も51施設（50.0%）あった。

一方で、15施設において事後検証が行われておらず、22施設では訓練結果を踏まえた訓練内容の見直しが行われていない。

<要望>

- 各施設の管理者は、消防訓練結果の検証を十分に行った上で、反省や改善を要する事項については施設内で情報共有し、次回の訓練や以降の安全対策に生かすとともに、必要に応じて消防計画の見直しを行うなど、防火・防災管理体制の一層の充実に努められたい。

また、消防署員の立会いのもと訓練を実施することは、実践に即したものとなり、より効果が上がると思慮されるので、常日頃から消防機関との連携を図られたい。

オ 不測の事態を想定した訓練について

<現状と課題>

消防訓練以外に災害や事故・事件等不測の事態を想定した訓練が、92施設（76.0%）において行われており、その内容としては、地震や大雨等の大規模自然災害を想定した災害対応訓練が73施設と最も多く、そのほかに不審者対応訓練、救命・救護訓練、事故対応訓練等が行われている。

また、訓練の結果について、49施設（40.5%）において、その後の訓練や施設の安全対策に生かされている。

一方で、不審者対応、事故対応、救命・救護対応については、対応マニュアルが作成されていても、訓練の実施率は低いものとなっている。

<要望>

○ 平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめ、一昨年 4 月に発生した熊本地震などの地震災害や平成 26 年の広島市土砂災害、平成 27 年の関東・東北豪雨災害、昨年の九州北部豪雨災害など、近年、全国各地で大規模自然災害が頻発している。

また、一昨年の相模原市の障害者施設における殺傷事件など、想定を超える事件・事故も発生している。

今後 30 年以内に 70%～80%の確率で南海トラフ地震の発生が予想されている中、本県においても、いつ地震や豪雨などによる大規模自然災害に見舞われても不思議でないほか、事件・事故の発生も決して他人事ではない状況にある。

このため、火災だけでなく様々な災害や事故・事件が発生したときに、施設の利用者や生徒、職員等の安全を確保し、被害の拡大防止を図るために、各施設においては、いざという時に冷静かつ迅速に行動できるよう、様々な事態を想定した訓練の実施に努められたい。

(3) 備品等の転倒・落下・移動防止対策について

<現状と課題>

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策は、地震発生時において、施設利用者や職員等の負傷防止、避難障害の発生の防止等のために必要である。

本県では、「香川県新ファシリティマネジメント推進計画」において「安全な県有建物の維持」を 5 本柱の一つに位置づけ、その一環として「震災に備えたソフト対策の実施」に取り組んでおり、執務環境等の確保のためのソフト対策として、「執務環境等の震災対策チェックリスト」に基づく点検を推進することとしている。所管課である財産経営課においては、FM（ファシリティマネジメント）レポートを定期的に発行しており、これを庁内行政ネットワークの掲示板や課のページに掲載し、4 月の人事異動に伴う執務室のレイアウトの変更時期等をとらえて、当該チェックリストによるチェックと、キャビネットの背合わせ配置やスベリ止めシート設置、転倒防止器具の使用など、必要に応じた対策の実施を促している。

今回、転倒・落下・移動防止対策が全くできていない施設はなかったものの、全て対応済みの施設は 59 施設（49.6%）にとどまり、約半数の施設で対策が必要な備品等が一部残っている。

一部対策ができていない施設においては、危険性が高いものは対策済み、順次、対策を継続中とするものがある一方で、時間的余裕がない、費用や労力がかかるという理由で残りの対策が進んでいない施設がある。

<要望>

- 施設利用者が立ち入る場所や職員の執務室、避難経路に当たる場所において、転倒・落下・移動防止対策ができていない備品等がある施設については、優先順位も考慮しつつ、財産経営課が作成している「県有施設における執務環境等の震災対策チェックリスト」を参照するなどして、早期に対策を完了する必要がある。

なお、キヤスター付の備品など、移動して使用するものについても、保管時にキヤスターをロックしたり、移動防止ベルトで壁面につなぐ等の対策を講じられたい。

- 財産経営課においては、備品等の転倒等の防止のため、「執務環境等の震災対策チェックリスト」によるチェックや、必要な対策の実施について職員に周知を行っているが、未だ、完全に実施できていない施設も多く存在することに鑑みると、周知方法を工夫するとともに、対策の実施状況を定期的に確認し、必要な指導を行うなど、より実効性のあるものとなるよう努められたい。

(4) 危機管理に関する職員研修について

<現状と課題>

火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、職員が危機管理意識を持ち、危機管理事象発生時の対応に関する知識や技術を身に付けておくことが重要である。

危機管理に関する職員研修は、約9割（110施設、90.9%）の施設において、職場で実施又は職場外で開催される研修に職員が参加することにより行われている。

研修内容は、地震等の災害対応等防災に関する研修が最も多く、そのほか救命や救護の講習、防火設備の取扱、感染症対策等に係るものであった。

しかしながら、毎年度、定期的実施又は参加している施設は、そのうちの6割程度（68施設）にとどまっている。また、これまで職場研修や職場外で開催される研修に参加したことがない施設が11施設（9.1%）あり、その理由として、業務が多忙であること等を挙げている。

<要望>

- 施設管理者は、施設内での災害や事故等の発生に際し、施設利用者等の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、毎年度、定期的な危機管理に関する職場研修の実施や、職場外研修への参加促進により、職員の危機管理意識の向上や不測の事態に対応できる知識・技術の習得を図るよう努められたい。

2 A E Dの設置・管理

(1) A E Dの設置について

<現状と課題>

突然の病院外心停止事例においては、公共のスペース等にあらかじめ設置しておいたA E Dが、救命や社会復帰の点で優れた効果を発揮することが知られており、厚生労働省は、A E Dの効果的かつ効率的な設置に向けた指針として、一般財団法人日本救急医療財団が取りまとめた「A E Dの適正配置に関するガイドライン」を平成 25 年 9 月に公表している。

このガイドラインにおいては、A E Dの設置が推奨される施設の例として、比較的規模の大きな公共施設、学校、高齢者のための介護・福祉施設、スポーツ関連施設、多数集客施設、大規模なコンベンション等が挙げられている。

本県では、国に先駆けて平成 18 年 1 月に、香川県メディカルコントロール協議会が、県内の関係機関において速やかにA E Dの設置促進が図られるよう、優先的にA E Dを設置すべき施設の目安等を示した「香川県における自動体外式除細動器（A E D）普及促進のための意見書」を作成している。

今回の調査では、防火管理者選任対象施設 119 施設のうち、105 施設に 206 台が設置されており、意見書で優先的に設置すべき目安とされている施設や、ガイドライン上、設置が推奨されている施設には、おおむね設置されている状況であるが、既に設置済の施設の約 1 割に当たる 12 施設において、施設が点在していることや建物が新築されたことにより、A E Dの増設が必要と考えている。

一方、設置していない施設においても、来訪者や周辺住民に不測の事態が発生する可能性も考えられる。

これまで、県では、意見書に定める優先的に設置すべき施設の目安を踏まえ、平成 18 年度と平成 19 年度の 2 か年で、優先設置する必要があるとした 59 の県有施設にA E Dを設置しており、これ以降も医務国保課が窓口となり、A E Dの購入希望調査等が行われ、同意見書に定める優先的に設置すべき施設の目安を基に、新規の設置や更新が行われているが、全庁的に意見書やガイドラインについて十分に認識されていないのが実情である。

<要望>

- A E Dは、県民の生命・身体の保護に関係する重要な役割を果たす機器であることに鑑みると、「香川県における自動体外式除細動器（A E D）普及促進のための意見書」（香川県メディカルコントロール協議会）に定めた優先的に設置すべき施設の目安や、「A E Dの適正配置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団）に基づき、その設置や更新、増設の対応をしていく必要があることから、施設管理者等に対して、意見書やガイドラインの周知徹底を図られたい。

(2) A E Dの調達について

<現状と課題>

県では、医務国保課において、毎年度、全庁的にA E Dの購入希望を取りまとめ、一括購入を行っている。(予算措置は各施設において行う。)

県が取得したA E D 136 台のうち、購入によるものは 113 台で、このうち 87 台は一括購入により調達されており、単独で購入したものと比べ、半分以下の金額で取得できたものもある。ただし、医務国保課による一括購入は、購入台数が 10 台以上になることが条件であり、10 台に満たない場合は、各施設での単独調達になる。

また、医務国保課が一括購入しているA E Dの仕様には、5年間の保証期間内における使用期限切れの消耗品の交換や、保証期間内に使用した電極パッドの交換、24時間の遠隔監視等、維持管理に必要な内容も盛り込んでおり、管理上の負担を軽減するものになっている。

購入とリースについて、リースの一括調達の事例がないため、単純に比較はできないものの、現状では、メンテナンスを含めたトータルコストは、医務国保課による一括購入が最も低いものになっている。

<要望>

- A E Dの調達に当たっては、引き続き、スケールメリットを生かした医務国保課による一括購入を実施されたい。

また、単独で調達する必要性が生じた場合は、消耗品の交換や日常点検等の維持管理に必要なコストも含めたトータルコストを考慮の上、購入とリースを十分に比較検討し、経済的かつ効率的なものとなるよう努められたい。

(3) A E Dの管理について

ア 点検について

<現状と課題>

A E Dが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、A E Dの適切な管理等を徹底することが重要である。

厚生労働省は、平成 21 年 4 月に各都道府県知事あてに「自動体外式除細動器(A E D)の適切な管理等の実施について」(以下「適切管理通知」という。)を発出し、この通知において、A E Dの設置者(A E Dの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。)は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させることとしている。

A E Dを設置している 105 施設のうち、88 施設は点検担当者を配置しており、配置していない 17 施設のうち、11 施設は保守委託や遠隔監視により業者が日常点検を行っているが、残りの 6 施設では日常点検を全く行っていなかった。

また、点検担当者を配置している施設でも、毎日点検を行っているのは 45 施設で、点検記録簿を整備している施設は 46 施設と少なく、A E D操作講習を受講している点検担当者が一人もいない施設も一部見受けられた。

<意見>

- A E Dを適切に管理するため、点検担当者を配置するか、又は機器の保守委託等により点検担当者の役割を担わせ、日常点検を実施する必要がある。
(小豆総合事務所、青年センター、県民ホール、文書館、高等技術学校高松校、総合運動公園)

<要望>

- 救命の事態が発生した時に、A E Dを正常に使用できないことにならないよう、平成 21 年の厚生労働省の適切管理通知に従い、操作講習を受講した点検担当者により、日常点検を実施するとともに、その結果を記録し、適切な管理が確実に行われるよう努められたい。
- 目的外使用許可等により設置されている自動販売機に付帯するA E Dなど、施設管理者がA E Dの設置者でない場合、その管理責任の所在を明確にするとともに、設置者が管理する場合であっても、施設内にある以上、施設管理者としてその管理等が適正に行われているか把握するよう努められたい。

イ 消耗品（電極パッド、バッテリー）の管理について

<現状と課題>

A E Dの電極パッドやバッテリーは消耗品であり、それぞれ使用期限が定められており、1度も使用していなくても、使用期限を過ぎると正常に機能しないおそれがあるので、救命に支障を来たさないために、交換時期が来たら必ず交換する必要がある。

電極パッド、バッテリーの使用期限については、それぞれ1施設を除き、把握され、ほとんどの施設で期限切れにならないよう交換されていたが、本監査の調査時点において、バッテリーについて1施設で使用期限を1か月程度過ぎていた。

また、A E Dの製造販売業者等から消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルの交付を受け、記載内容を外部から容易に確認できるようにA E D本体又は収納ケース等に当該表示ラベルを取り付け、この記載を基に消耗品の交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施する必要があるが、1施設1台で表示ラベルの有無について把握されていなかった。

<意見>

- 電極パッドやバッテリーの使用期限を把握し、適時に交換を行い、適切に管理する必要がある。
(小豆総合事務所、斯道学園、職員共済会館)
- 消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルについて、製造販売業者等に交付を求め、A E D本体又は収納ケース等に取り付ける必要がある。
(小豆総合事務所)

ウ 本体の管理について

<現状と課題>

AED本体の耐用期間は、製造販売業者が使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、耐久性に係るデータから設定しているとされているが、耐用期間を経過しても直ちにその機能が失われるわけではないものの、AEDは「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」であるので、救命の事態において確実に機能させるためには、定期的な機器の更新が必要である。

今回の監査の結果、AED本体の耐用期間について、多くの施設において把握されているが、11施設において把握されておらず、このうち、5施設は自動販売機に付帯しているものであった。

また、耐用期間を把握しているとする施設でも、11施設12台について、耐用期間を過ぎていた。

<意見>

- 救命時にAEDの機能が果たせるよう万全を期すために、本体の耐用期間を把握しておく必要がある。

なお、自動販売機に付帯するAEDなど、施設管理者がAEDの設置者でない場合であっても、設置者に確認をとり、耐用期間内であることを確認する必要がある。

(小豆総合事務所、県民ホール、高松合同庁舎、満濃池森林公園、三豊合同庁舎、栗林公園、農業大学校、サンポート高松 港湾施設、中央病院、総合水泳プール、石田高校)

<要望>

- 耐用期間を経過しているAEDについて、直ちに使用できなくなるわけではないが、救命の事態が発生したときに、確実に対応できるよう、計画的に更新するよう努められたい。

(4) AEDの操作方法の習得について

<現状と課題>

AEDは、常に正常に作動するよう適切に管理される必要があるが、同時にいざという時に適切に操作できることが重要である。

9割の施設(95施設、90.5%)において、職場で操作講習を実施したり、他機関で行われる講習に職員が参加しており、そのうち72施設(75.8%)において、年1回以上実施又は参加している状況であった。

AEDの操作が可能な職員が全くいない施設はなかったものの、1名しかいない施設も一部見受けられた。

<要望>

- 救命の事態が発生したときに、AEDを的確に使用し、救命処置が確実に行なわれることが重要であるので、施設管理者は、より多くの職員がAEDによる救命処置ができるよう、操作講習の定期的な実施や参加機会の確保、対応手順の確認、訓練の実施などにより、職員の教育に努められたい。

(5) A E Dの設置情報の提供について

ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録について

<現状と課題>

一般財団法人日本救急医療財団では、A E D設置者からの報告に基づき、同財団のホームページでA E Dの設置場所をA E Dマップとして公開している。

平成 21 年の厚生労働省の適切管理通知において、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するA E Dの設置場所について把握し、必要な時にA E Dが迅速に使用できるよう、また、A E Dに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするために、設置情報を一般財団法人日本救急医療財団に登録するよう求めている。

今回の監査の結果、設置してある 206 台のA E Dうち、65 台が同財団へ設置情報を登録しておらず、登録しているものの公開していないものが 5 台あった。

また、登録済のものについて、A E Dの更新や移設等により、設置場所等の情報が現状と一致しないものが見受けられた。

<意見>

- 一般財団法人日本救急医療財団へのA E D設置情報の登録については、使用可能日・時間帯等の使用条件等の情報を付けることが可能であることから、県の施設に設置されているA E Dは全て登録し、特段の事情がない限り、公開すべきであるので、未登録のものについては、早急に登録するとともに、現在非公開のものも含め、特段の事情がない限り、公開する必要がある。

(県庁舎天神前分庁舎、県立ミュージアム、瀬戸内海歴史民俗資料館、東山魁夷せとうち美術館、公洲森林公園、さぬきこどもの国、かがわ総合リハビリテーションセンター、栗林公園、農業大学校、サンポート高松 港湾施設、中央病院、丸亀競技場、石田高校、三木高校、高松東高校、高松高校、高松商業高校、高松桜井高校、飯山高校、坂出高校、坂出商業高校、坂出工業高校、丸亀城西高校、善通寺第一高校、多度津高校、観音寺第一高校、善通寺養護学校、運転免許センター、善通寺運転免許更新センター、高松南警察署)

<要望>

- 一般財団法人日本救急医療財団に登録情報を登録済の施設について、当該情報に誤りがないか検証の上、修正等が必要なものについては、速やかに対応されたい。

イ A E Dの配置・案内表示等について

<現状と課題>

施設内や施設付近で心停止等の救命の事態が発生したときに、現場に居合わせた者による救命措置が救命率をより高めることから、A E Dを施設利用者にわかりやすい場所に設置するとともに、A E Dが設置されている施設であることを周知することが重要である。

監査の結果、A E Dはおおむね施設の利用者が出入りする場所に設置され、

AEDの設置場所を案内する標識等を掲示していない施設はなかったが、外部から認識できる玄関扉や施設案内図など、AEDの設置場所以外に設置場所を表示している施設は3割強（37施設、35.2%）にとどまっている。

また、施設のホームページやパンフレット等において、設置情報を提供している施設は18施設しかなく、少ない状況であった。

<要望>

- AEDを目に付きやすい場所に設置するよう努めるとともに、施設の入口へのAED設置施設である旨の表示や、施設案内図等への設置場所の表示、さらには、入口から距離のある場所に設置している場合は誘導用の標識の設置などにより、緊急時に迅速に使用できるよう配慮されたい。
- 不特定多数の者が訪れる施設については、ホームページやパンフレット等にAED設置情報を掲載することを検討されたい。

第6 最後に

県有施設の管理・運営において、利用者の安全・安心を確保することは、基本的かつ重要な事項であり、火災や地震等の災害のほか、事件や事故が発生した時に、施設の職員は、施設利用者の避難誘導、救護活動、初期消火など、発生直後の様々な応急対応に総力戦で当たり、被害の拡大防止が図られるようにしなければならない。

そのためには、災害等の発生に備え、計画・マニュアルや施設内の体制を整備するほか、訓練でできないことは本番でもできないことから、普段から高い意識を持って訓練に取り組むなど、いざという時に適切に対応できるよう準備しておく必要がある。

また、多くの県有施設に設置が進んでいるAEDについて、常に正常に作動するよう適切な管理を行うとともに、より多くの職員がAEDを使った救命処置ができるよう、職員の教育に努めることが望まれる。

各施設の管理者においては、今回の監査の結果や意見等を参考とされ、今後とも、県有施設の利用者の安全・安心の確保に万全を期することを期待する。

なお、今回の監査で、指定管理者制度導入施設において、利用者の安全対策やAEDの設置・管理状況について、改善を要する事項が認められる施設が少なからずあった。指定管理者制度導入施設は、県民の利用が多い施設であることから、当該施設の所管課においては、施設管理者による適切な管理が行われているかを十分にチェックし、必要な指導を行うよう努められたい。

【 監査対象施設（防火管理者選任対象施設） 】（平成29年4月1日現在）

別表

部局名	No.	施設名	施設を管理又は所管する所属	運営主体			消防法に規定する防火対象物の用途区分	防火・防災管理者選任施設	AED設置台数
				直営	指定管理	その他			
政策部	1	小豆総合事務所	小豆総合事務所	○			非特定		1
	2	情報通信交流館	情報政策課		○		特定	○	1
	3	青年センター	男女参画・県民活動課		○		特定		2
	4	県民ホール	文化振興課		○		特定	○	2
	5	県立ミュージアム	県立ミュージアム	○			特定		1
	6	瀬戸内海歴史民俗資料館	県立ミュージアム	○			非特定		1
	7	文化会館	県立ミュージアム	○			特定		—
	8	東山魁夷せとうち美術館	東山魁夷せとうち美術館	○			非特定		1
総務部	9	本庁舎 天神前分庁舎	財産経営課	○			非特定	○	4 2
	10	文書館	文書館	○			非特定		1
	11	高松合同庁舎	県税事務所	○			非特定		1
	12	職員共済会館	職員課			○	特定		1
	13	香川国際交流会館	国際課		○		特定		1
危機管理課	14	防災センター	危機管理課			○	非特定		1
環境森林部	15	環境保健研究センター	環境保健研究センター	○			非特定		—
	16	東部林業事務所	東部林業事務所	○			非特定		—
	17	西部林業事務所	西部林業事務所	○			非特定		—
	18	公測森林公園	みどり整備課		○		非特定		1
	19	満濃池森林公園	みどり整備課		○		特定		1
	20	県民いこいの森野営場	みどり保全課		○		特定		—
健康福祉部	21	大川合同庁舎	東讃保健福祉事務所	○			非特定		1
	22	中讃保健福祉事務所、 西部子ども相談センター	中讃保健福祉事務所	○			非特定		1
	23	三豊合同庁舎	西讃保健福祉事務所	○			非特定		1
	24	社会福祉総合センター	健康福祉総務課		○		特定		1
	25	子ども女性相談センター	子ども女性相談センター	○			特定		—
	26	斯道学園	斯道学園	○			特定		1
	27	さぬきこどもの国	子育て支援課		○		特定		3
	28	川部みどり園	川部みどり園	○			特定		1
	29	たまも園	障害福祉課		○		特定		1
	30	ふじみ園	障害福祉課		○		特定		1
	31	聴覚障害者福祉センター	障害福祉課		○		特定		—
	32	かがわ総合リハビリテーションセンター	障害福祉課		○		特定		6
	33	保健医療大学	保健医療大学	○			非特定		2
商工労働部	34	産業技術センター	産業技術センター	○			非特定		—
	35	FROMかがわ、ネクストかがわ	産業政策課		○		非特定		—
	36	産業交流センター（サンメッセ香川）	経営支援課		○		特定		1
	37	高等技術学校 高松校	高等技術学校	○			非特定		1
	38	高等技術学校 丸亀校	高等技術学校	○			非特定		1
交流推進部	39	栗林公園	栗林公園観光事務所	○			特定		3
	40	瀬戸大橋記念公園	交流推進課		○		特定		2
	41	栗島海洋記念公園	交流推進課		○		非特定		1
	42	サンポート高松交流拠点施設	交流推進課		○		特定	○	2
農政水産部	43	農業試験場、病害虫防除所	農業試験場	○			非特定		1
	44	園芸総合センター	園芸総合センター	○			非特定		—
	45	西讃農業改良普及センター、 西部家畜保健衛生所西讃支所	西讃農業改良普及センター	○			非特定		—
	46	農業大学校	農業大学校	○			非特定		1
	47	畜産試験場	畜産試験場	○			非特定		—
	48	仲多度合同庁舎	中讃土地改良事務所	○			非特定		1
	49	香川用水記念公園	土地改良課		○		非特定		1
	50	香川用水記念会館	土地改良課			○	非特定		1
土木部	51	長尾土木事務所	長尾土木事務所	○			非特定		1
	52	高松土木事務所、 東讃土地改良事務所	高松土木事務所	○			非特定		1
	53	坂出合同庁舎	中讃土木事務所	○			非特定		1
	54	サンポート高松 港湾施設	高松港管理事務所	○			特定		2
	55	さぬき空港公園	都市計画課		○		非特定		1
病院局	56	中央病院	中央病院	○			特定	○	19
	57	丸亀病院	丸亀病院	○			特定		2
	58	白鳥病院	白鳥病院	○			特定		3
委員会	59	教育センター	教育センター	○			非特定		1
	60	小豆島中央高等学校	小豆島中央高等学校	○			非特定		4

【 監査対象施設（防火管理者選任対象施設） 】（平成29年4月1日現在）

別表

部局名	No.	施設名	施設を管理又は所管する所属	運営主体			消防法に規定する防火対象物の用途区分	防火・防災管理者選任施設	AED設置台数
				直営	指定管理	その他			
教育委員会	61	三本松高等学校	三本松高等学校	○			非特定		2
	62	津田高等学校	津田高等学校	○			非特定		1
	63	石田高等学校	石田高等学校	○			非特定		3
	64	志度高等学校	志度高等学校	○			非特定		2
	65	高松北中学校・高松北高等学校	高松北中学校・高松北高等学校	○			非特定		2
	66	三木高等学校	三木高等学校	○			非特定		3
	67	高松東高等学校	高松東高等学校	○			非特定		2
	68	高松高等学校	高松高等学校	○			非特定		3
	69	高松工芸高等学校	高松工芸高等学校	○			非特定		3
	70	高松商業高等学校	高松商業高等学校	○			非特定		2
	71	高松南高等学校	高松南高等学校	○			非特定		2
	72	高松西高等学校	高松西高等学校	○			非特定		2
	73	高松桜井高等学校	高松桜井高等学校	○			非特定		2
	74	飯山高等学校	飯山高等学校	○			非特定		3
	75	農業経営高等学校	農業経営高等学校	○			非特定		3
	76	香川中央高等学校	香川中央高等学校	○			非特定		3
	77	坂出高等学校	坂出高等学校	○			非特定		3
	78	坂出商業高等学校	坂出商業高等学校	○			非特定		6
	79	坂出工業高等学校	坂出工業高等学校	○			非特定		3
	80	丸亀高等学校	丸亀高等学校	○			非特定		3
	81	丸亀城西高等学校	丸亀城西高等学校	○			非特定		5
	82	善通寺第一高等学校	善通寺第一高等学校	○			非特定		4
	83	琴平高等学校	琴平高等学校	○			非特定		1
	84	多度津高等学校	多度津高等学校	○			非特定		5
	85	高瀬高等学校	高瀬高等学校	○			非特定		1
	86	笠田高等学校	笠田高等学校	○			非特定		2
	87	観音寺第一高等学校	観音寺第一高等学校	○			非特定		2
	88	観音寺総合高等学校	観音寺総合高等学校	○			非特定		1
	89	盲学校	盲学校	○			特定		1
	90	聾学校	聾学校	○			特定		1
	91	香川東部養護学校	香川東部養護学校	○			特定		1
	92	香川中部養護学校	香川中部養護学校	○			特定		2
	93	高松養護学校	高松養護学校	○			特定		1
	94	香川西部養護学校	香川西部養護学校	○			特定		1
95	善通寺養護学校	善通寺養護学校	○			特定		1	
96	香川丸亀養護学校	香川丸亀養護学校	○			特定		1	
97	武道館	保健体育課		○		非特定		1	
98	総合運動公園	保健体育課		○		特定		4	
99	総合水泳プール	保健体育課		○		特定		1	
100	丸亀競技場	保健体育課		○		特定		2	
101	図書館	図書館	○			非特定		※	
102	屋島少年自然の家	屋島少年自然の家	○			特定		1	
103	五色台少年自然センター	五色台少年自然センター	○			特定		2	
104	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	○			非特定		1	
公安委員会	105	警察本部庁舎	警察本部会計課	○			非特定		1
	106	第一分庁舎	交通機動隊	○			非特定		—
	107	運転免許センター	運転免許課	○			非特定		2
	108	善通寺運転免許更新センター	運転免許課	○			非特定		1
	109	東かがわ警察署	東かがわ警察署	○			非特定		1
	110	さぬき警察署	さぬき警察署	○			非特定		1
	111	高松東警察署	高松東警察署	○			非特定		1
	112	高松北警察署	高松北警察署	○			非特定		2
	113	高松南警察署	高松南警察署	○			非特定		2
	114	坂出警察署	坂出警察署	○			非特定		1
	115	高松西警察署	高松西警察署	○			非特定		1
	116	丸亀警察署	丸亀警察署	○			非特定		3
	117	琴平警察署	琴平警察署	○			非特定		1
	118	三豊警察署	三豊警察署	○			非特定		1
	119	観音寺警察署	観音寺警察署	○			非特定		1
計				92	24	3	特定 39 非特定 80	5	206台

※図書館は、同一建物内において、文書館とAEDを共用している。

AED設置 105施設
AED非設置 14施設